

●香川県公告第四百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社フジ  
愛媛県松山市宮西一丁目二番一号  
三井住友銀リース株式会社  
大阪市中央区南船場三丁目一〇番一九号  
山陰総合リース株式会社  
島根県松江市白潟本町六三番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フジグラン丸亀ショッピングセンター  
丸亀市川西町南字香川方一三五八番一ほか
- 3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	変更前後別	開店時刻	閉店時刻
株式会社フジ（「別図」の売場二十二を除く。）、株式会社メディコ、株式会社アージュ、株式会社ニシヤマ、株式会社パレモ、有限会社岡田時計店、有限会社ライフモード、三協衣料株式会社、有限会社イナダ、株式会社大創産業、有限会社アキタ、株式会社タカラブネ、株式会社一六本舗、上村孝人、株式会社伊沢、株式会社マツダ、株式会社ミスターコンセント英弘、有限会社大西手芸品店、株式会社キタムラ	前	午前十時	午後九時
	後	午前九時	午後十時
株式会社フジ（「別図」の売場二十二）	前	午前十時	午後十時
	後	午前九時	午前零時
ダイキ株式会社	前	午前九時三十分	午後八時
	後	午前九時	午後九時

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時三十分から午後十時まで  
変更後 午前八時四十五分から午前零時十五分まで

- 4 変更年月日  
平成十四年六月八日

- 二 届出年月日  
平成十四年六月七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課  
丸亀市役所建設経済部産業課

2 縦覧期間

平成十四年六月二十五日（火曜日）から同年十月二十五日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十四年十月二十五日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び丸亀市役所建設経済部産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇  
高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ